

平成 24 年度事務事業評価表(一般用)

①事務事業名		担当 部課		部課コード	020200	Tel	2998-9027			
事業コード	政策企画課									
020209										
地方分権推進事業		開始年度		平成	7	年度	→	終了年度	平成	年度

②事業概要	事業の種別	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務 ☐ 法定受託＋附加						根拠法令		
	分野別計画・指針							地方自治法		
	関連・類似事業									
	総合計画の体系	章	行財政運営		節	地方分権	基本方針	自治体としての自立性を確保します		
	事業開始の背景	地方分権については従来より取り組んでいたが、平成5年の地方分権に関する国会決議及び平成7年の地方分権推進法の成立に伴う全国的な盛り上がりを受け、彩の国分権モデル市町村の指定を受けるなど取組を一層強化した。平成14年には、特例市に移行し、全国特例市連絡協議会に加盟した。 平成20年度から「第二次埼玉県権限移譲方針」に基づき事務移譲の検討を進めており、平成23年度からは「第三次埼玉県権限移譲方針」に移行する。								

③事業内容	目的(どのような効果を目指して実施しているのか、具体的に)									
	中央主導の画一的行政から、住民主導の地方分権型行政への転換を進めるとともに、住民の利便性の向上を図る。									
	対象(誰を、何を対象としているのか)					対象数	単位	平成 22 年度	109	件
	移譲対象となっている事業							平成 23 年度	109	件
	事業の具体的な内容及び実施方法									
○権限移譲の受け入れについて ・県より権限移譲の対象となっている事務の受け入れについて照会 ⇒ 市の実情にあわせ、移譲の是非を検討。 ・新たに移譲を受けることとした事業について、実施方法や例規の整備などについて調整。なお、事務に伴う交付金は年度半ばに交付される。 ○全国特例市市長会について ・地方分権の推進に向けて、構成市と情報交換するとともに、国への要望活動を行う。 ・財源確保部会に属し、歳入の確保策について、合同で検討を行う。										

④経費	《会計種別》	一般会計	平成 22 年度 (千円)	平成 23 年度 (千円)	平成 24 年度 (千円)	
	当初予算		86	85	88	
	決 算 (見込み含む)		51	55	※「財源内訳」について 平成24年度のみ、当初予算の内訳となっています。	
	(非常勤特別職員) (臨時の任用職員) (人) (人) (人) (人)					
	正規職員人件費	0.50 人	4,630	0.60 人		5,515
	事業費合計		4,681	5,570		
	財源内訳	一般財源	4,681	5,570		88
	国・県支出金					
	その他()					

⑤実績・成果	項目名	計算方法	単位		H 22	H 23	H24見込み	将来目標	
	活動実績	新規移譲事務数	新たに移譲を受けることとした事業数	件		0	0	1	
		分権交付金	移譲事務負担に応じて配分される県交付金の総額	千円		21,096	20,999	19,768	
	成果指標	権限移譲率	移譲済事業数／移譲可能事業数 【23年度より新たな権限移譲方針により移譲対象事務が増加するため、いったん移譲率が低下する】	%	目標値	100	100	78	100
					実 績	89	89	☒ 「実績」の拡大を図る	
				%	達成率	89	89	☐ 「実績」の縮小を図る	
昨年度中に改善した点									
地域主権改革一括法(第1次一括法、第2次一括法)にかかる条例委任事項について、文書行政課と連携し当該所管課に情報提供を行うとともに、例規整備の進捗状況について把握に努めた。									

⑥評価	評価	☒ 継続	方 今 向 後 性 の	事業の活動(回数、範囲など)	☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ 現状維持
		事業の実施方法		☐ 改善・効率化 ☒ 現状維持 ☐ その他()	
		次年度予算		☐ 増額 ☐ 減額 ☒ 現状維持	
	評価理由と今後の方向性(課題と対応)				
	権限移譲の受入については、業務が増加しているなか、地方分権一括法に基づく法令移譲事務への対応もあることから、県条例に基づく新規事務の受入れは難しくなっているが、行政の効率性や市民の利便性の向上が見込まれる事業については、できる限り積極的な対応を図っていく。 特例市市長会においては、引き続き当市の状況を踏まえた国への要望活動に努めていく。				
事務改善ミーティングで示された意見とその対応					
評価日		H24.5.31	評価者職氏名	主幹 林 誠	

⑦環境影響	原因活動(権限委譲事務の推進)		原因活動(資料等の作成)		規制を受ける 主な環境法令 等の名称	
	有益な 環境影響 (重大なもの には○)	☐ 地方分権の推進	有害な 環境影響 (重大なもの には○)	天然資源(森林・化石燃料)の減少		
				廃棄物の排出	☒	
				公害(大気汚染・騒音等)の発生	☐	
				その他()	☐	
				その他()	☐	